

2018年8月

ジェトロ・パリ事務所

法務・税務セミナー概要（2018年6月29日開催 於パリ）  
講師：FIDAL 遠藤佳澄（Japan Desk） Stephanie CHARTIER 弁護士

## テーマ <所得税の源泉徴収>

### I. 2019年1月1日から源泉徴収に移行

自己申告に基づき、前年度の収入に対する所得税を翌年度に支払う現行システムが、2019年1月1日より源泉徴収に移行される。所得税の算出方法（累進課税、家庭単位での課税、家族係数）、申告義務（年次所得申告、課税通知書）については変更ない。2018年度に得る源泉徴収の対象となる通常所得については課税なしとする。課税対象となるのは、2018年だけ支給された特別ボーナス、2018年に得る源泉徴収の対象外所得。

課税対象となる収入は、給与所得、社会保険当局が支給する欠勤保障手当、解雇手当のうち課税対象となる部分、失業保険、年金、年金保険、養育費、職業活動から得る収益、不動産収入、フランス国外に所在する事業所などから支払われる収入。

### II. 源泉徴収の計算ベース

源泉徴収は所得を支給する雇用主または機構が行う。（年金は年金機構、失業手当は雇用局、欠勤保障手当は疾病保険金庫など）。徴収額は手取り額から差し引かれて支給される。課税対象額に誤りがあった場合は雇用主の責任となる。

源泉徴収の対象となる収入の定義は、額面給与から従業員負担各種社会保険を差し引いた金額。雇用主負担の健康補助保険料、利益分配合意に基づく手当、利益参加制度に基づいて支給される手当のうち即刻現金化する場合などは加算される。

### III. 適用される税率

原則は家庭単位で税務当局が算出する税率。所得税申告時にサイト内に明記されている。前年度の所得申告がない、税率を雇用主に知られたくない場合は固定税率の適用も可能。カップルが一緒に所得申告している場合、任意で各人の収入に応じた別々の税率の適用を申請することができる。

雇用主は、社会保障費の申告/支払いを行うシステム DSN を通じて税務当局が通知する税率を適用する。管轄当局が税率を通知してこない従業員に対しては固定税率を適用。雇用

主は自己判断で税率を変更することはできない。固定税率は毎年見直される。

#### IV. 雇用主の義務と責任

企業が集金機関となり、申告または支払いにつき第三者と係争になった場合、雇用主は法的責任を負う。源泉徴収は下記の 3 ステップを経て導入する。準備段階から雇用主には守秘義務が課される。

- 導入（義務）2018 年 9 月以降
  - ① 雇用主は DSN を通じて徴収機関であることを表明する。
  - ② DSN を社外に委託している場合：委託先の社名、SIREN および SIRET 番号
  - ③ 源泉徴収税を一括して支払う場合でも事業所毎に DSN を行う。
  - ④ 2018 年 9 月および 10 月に DSN を通じて通知される税率は 2 ヶ月間のみ有効。2018 年 11 月および 12 月に通知される税率が 2019 年 1 月 1 日より適用される。税率が通知されない従業員には固定税率を適用する。
  
- 給与明細書への記載（任意）2018 年 9 月から 12 月
  - ① 雇用主は任意で給与明細書への記載をシュミレーションすることができる
  - ② 給与明細書に源泉徴収関連事項（税率、課税対象額、税額、税額差し引き後の手取り額）を記載。ただし差し引きはしない。
  
- 源泉徴収システムの施行 2019 年 1 月以降
  - ① 対象月の翌月に、企業は事業所別に DSN を通じて税務当局に対し申告を行う。
  - ② 管轄当局から確認書を受け取る。通知された税率は 2 ヶ月後の月末まで有効。雇用主は最後に受け取った税率を適用する。申告関連データは 6 年間保存義務がある。確認書の受取証明は保存する。間違いがあれば翌月の DSN で調整可能。
  - ③ 従業員には、徴収額を差し引いた後に手取り額を支払う。対象月の翌月に徴収額の申告および支払いを、DSN を通じ会社が行う。申告は対象月の翌月の 5 日または 15 日までに言い、引き落としは翌月の 8 日または 18 日となる。従業員が 11 人未満の企業は、四半期毎に支払うことも可能。

#### 企業に科せられる罰金

- 税金に関する職業上の守秘義務違反  
従来の罰則は廃止。新たな罰金は未定。
- 申告ミスまたは漏洩  
最低罰金額 250 ユーロ。申告すべき金額の 5%（脱漏または不正確）、10%（期限内の DSN 未送付）、40%（督促状を受け取ってから 30 日以内の未申告、または故意による

誤申告、故意による申告漏れ)、80% (故意による未申告および未払い)。

- 1ヶ月以上申告および支払いを怠った場合は5%の延滞金が支払い金額に科される。加えて1500ユーロの罰金、3年以内に再犯した場合、罰金3750ユーロまたは/あるいは禁固2年。

#### **V. 企業におけるインパクト (給与明細書作成、人事)**

雇用主の義務と処罰、所得への影響、一部控除など、源泉徴収に係る状況、および個人情報取り扱いについて従業員に説明するために会議を持つことを勧める。毎月の給与から所得税を天引きされ、手取りの給与が少なくなることにより、従業員に与える心理的影響がある。給与が減少したような錯覚から、昇給の要望が従業員側から出る可能性がある。特に税率の高い独身/高給取りから強く要求されることが懸念されるため、事前説明は重要となる。

(以上)